

鳥取県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本E R I 株式会社

2 変更する事項

指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加及び廃止
追加する事務所

名 称 仙台支店判定部

所在地 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1-29

廃止する事務所

名 称 広島支店判定部

所在地 広島県広島市中区八丁堀14-4

3 変更年月日

平成24年8月31日